

ID: 241

担当部署: 上下水道局

処分の概要	私道等の排水設備設置補助金の交付		
例 規 名 根 拠 条 項	長門市下水道条例 第9条		
例 規 番 号	平成17年条例第151号		
【根拠条文】 (私道等の排水設備補助) 第9条 私道等に排水設備を設置する者に対しては、市は、予算の範囲内で補助金を交付することができる。 【基準】 根拠条文、長門市下水道条例施行規則第10条の規定による。 (補助金の交付条件) 第10条 補助金交付の対象となる者は、次の条件を備えなければならない。 (1) 下水を排除するために設けられる管路施設で幅員1メートル以上、延長15メートル以上の私道等の末端に世帯を異にする住宅が2棟以上あること。 (2) 公共下水道の供用開始の告示の日から3年以内に排水設備を設置する者であること。 2 前項各号に規定するもののほか、市長が特に認めた者については、補助金交付の対象とする。			
標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 5 月 7 日	最終変更年月日	年 月 日